

第2編 震災対策

第3部 震災復興計画

第1章 震災復興本部の設置

第2章 復興計画

第1章 震災復興本部の設置

第1節 計画方針

被災直後、災害対策本部内に、復興対策の準備に係わる「文京区震災復興本部準備室」を設置する。

また、被災直後から応急対策が一段落した段階において、復興対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策本部とは別組織となる「文京区震災復興本部」を臨時的組織として設置する。

〈資料編 第12 文京区震災復興本部の設置に関する条例 P39〉

〈資料編 第13 文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則 P40〉

第2節 活動内容

第1 震災復興本部の設置

区長は、文京区が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（以下、「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するために必要があると認めるときは、文京区震災復興本部（以下、「復興本部」という。）を設置する。

第2 本部組織

- 1 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

第3 事務局

本部長は、震災復興事業を総合的に推進する必要があると認めるときは、復興本部に事務局を置くことができる。

事務局に局長を置き、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

第4 廃止

区長は、震災復興事業が進捗し、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止する。

第5 「災害対策本部」と「復興本部」の関係

1 目的と機能

「災害対策本部」は、震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的、かつ、機動的に実施することを主な設置目的とする。

「復興本部」は、震災後の復興対策及び区民生活の再建等を組織的、かつ、計画的に実施することを主な設置目的とする。

2 業務区分

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものである。このため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携し、連絡しながら処理する。

第6 復興本部の業務内容

- 1 復興本部の設置・運営
- 2 復興総合計画の策定
- 3 検討会議の設置・運営
- 4 復興関係の予算、財政措置
- 5 復興に係わる人的資源、用地、情報管理、広報、相談、区民活動に関すること
- 6 区有施設、家屋等の被害の把握等
- 7 がれき等の処理
- 8 都市復興の計画策定、事業実施
- 9 時限的市街地の建設・運営
- 10 応急的な宅地の供給・管理
- 11 区営住宅等の供給・管理
- 12 民間住宅に対する住宅再建支援
- 13 区内産業の被害把握、再建支援
- 14 医療機関の復旧状況把握、復旧支援
- 15 被災者の健康管理、メンタルヘルスケア
- 16 被災者の生活実態調査
- 17 被災者の生活再建支援
- 18 福祉施設、在宅福祉サービスの支援
- 19 学校施設の再建、授業の再開
- 20 被災児童・生徒への支援
- 21 文化・社会教育施設等の再開、復旧支援
- 22 文化活動による心のケア

第2章 復興計画

阪神・淡路大震災は、高度に発展した都市が大震災に見舞われた場合に備えて、震災予防や震災後の応急対策の充実強化だけでなく、震災復興を迅速かつ円滑に推進するために、あらかじめ都市復興の方針や対応策を準備しておくことの重要性を教訓として提起したところである。

本章では、復興計画の基本的な考え方と復興計画推進のための課題について定める。

第1節 復興の基本的考え方

第1 都市復興

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインなどの都市施設を、ほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図るなどの都市改造を実施し、被災を繰り返さない都市づくりを行うものである。

第2 生活復興

被災者の生活を一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「生活の再建」を基本目標としている。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の生活に戻ることが困難な被災者には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した新しい生活のスタイルを構築することができるようにすることも、復興の重要な目標となる。

第2節 復興計画策定の取り組み

震災後の復興を迅速かつ円滑に推進するためには、復興の行動手順や復興計画立案の指針など復興に係わる様々な課題について、事前に検討を行う必要がある。

都は、迅速かつ計画的な復興を図るために、予め震災後の復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことが重要であるとの認識から、平成13年5月「震災復興グランドデザイン」を策定した。

また、平成15年3月には震災後の都市復興の進め方についてまとめた「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合した「震災復興マニュアル」を策定し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」に再編成した。これにより住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

さらに、東日本大震災を契機に整備された法令等の反映や各種災害の経験等を踏まえ、平成28年3月に修正を行っている。

また、文京区では「文京区震災復興マニュアル」を平成27年3月に修正し、震災復興事業における都・区の緊密な連携や適切な役割分担を定めている。

第1 都市復興

大震災が発生した場合の市街地復興の枠組みを示す復興整備条例の制定に着手するとともに、文京区において被災直後から円滑に復興に取り組むための手順等について取りまとめた都市復興マニュアルを策定する。

なお、「震災復興グランドデザイン」は、都市復興マニュアルの中に地域復興計画のモデルプランとして組み込む。

第2 生活復興

住宅、教育、医療、保健、消費生活、産業、雇用など生活の分野に係る復興について、区民が一日も早く従前の生活を取り戻すことができるよう、「文京区震災復興マニュアル」では部門別に復興行動を定めている。今後は、社会の動向等を踏まえて、必要な計画の見直しを適宜行っていく。